

行動 レン つ し よ / こ! ~ 変わる、わたし+あなた。暮らしやすいまちに。~

第2次三条市男女共同参画推進プラン

平成27年度~平成34年度

目 次

第1章 みんなで進める「男女共同参画」	1
計画の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 策定の目的	5
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	5
第3章 計画の内容	6
基本目標 1 それぞれの生き方を目指そう	7
基本施策 1 女性のための学習講座の充実	7
基本施策 2 男性のための男女共同参画に関する啓発	8
基本施策3 方針・政策決定の場等への女性の参画促進	9
基本目標 2 みんなで働き方を考えよう	10
基本施策 4 就労環境の充実	10
基本施策 5 子育て環境の充実	11
基本施策 6 労働環境に関するデータ収集・分析	11
基本目標3 男女共同参画を次の世代につなげよう	12
基本施策7 若い世代への分かりやすい男女共同参画	12
基本施策8 性別を理由にするあらゆる暴力の追放	13
基本施策 9 みんなで知る男女共同参画	14
基本施策 10 女性の視点を活かした防災	15
指標一覧	17
第4章 プランの総合的な推進	18

第5	章	総括と課題	19
1	第1	次推進プランの総括	19
	(1)	全体の総括	19
	(2)	基本課題の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(3)	指標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2	市民	と意識調査の結果から見た今後取り組むべき課題······	28
3	今後	の社会的課題	34
	(1)	少子高齢化と人口減少	34
	(2)	生産労働人口の減少	34
	(3)	次世代への啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	(4)	女性が安心して暮らせるまち	36
参考	資料		
· 三ź	条市男	月女共同参画推進条例	37
· 三 ź	条市男	男女共同参画審議会規則	40
· 三ź	条市男	男女共同参画推進会議設置規程	41
・男?	女共同	参画社会基本法	42
· 第	2.次=	- 条市男女共同参画推進プラン策定の経過	46
		日女共同参画審議会委員名簿	
		引参画関連年表【1999 年(平成 11 年)~2015 年(平成 27 年)】	
・用語	語解 部	j	49

男女共同参画ってなんだろう?



簡単に言うと「男は仕事」「女は家庭」みたいな意識と環境を変えるってこと?

間違ってはいないけれど。男性も女性も対等な市民・社会人として 責任と利益を分かち合い、より良い社会=三条市を作っていくって ことなんじゃないかな。





ところで、三条市ではどうなってるの?

平成17年12月に**三条市男女共同参画推進条例**ができ、平成18年度から26年度までの**三条市男女共同参画推進プラン**が策定されたんだ。この条例には5つの基本理念があって、それをプランの基本理念として様々な分野で取組を進めてきたんだよ。



三条市男女共同参画推進条例の基本理念

- 1 男女の人権尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等への立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

第1次男女共同参画 推進プランの基本理念

条例制定から10年、様々な取組を行ってきた中で状況も変わってきている。第2次のプランは、誰がどう取り組んでいくのかを明確にした**私たちの行動理念**を掲げて、条例の基本理念を踏まえながら、さらに進めていこうということになったんだ。





それがこれ(右ページ)なんだね。 大きく変わって**やる気が出そう**だね。



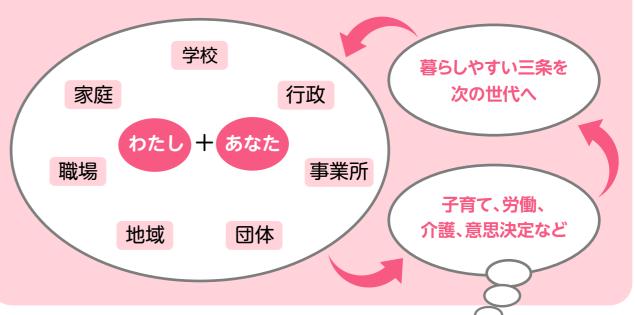
みんなが主体的に取り組んで、**暮らしやすい三条**になるといいね。

第2次男女共同参画推進プランの行動理念

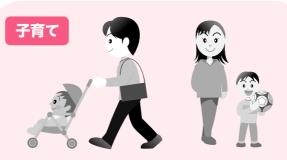
いっしょに!

~変わる、わたし+あなた。 暮らしやすいまちに。~

より良い男女共同参画社会を目指して、ひとりひとりの「わたし」と「いっしょに」、あらゆる主体が様々な取組に関わりながら、次の世代へつなげていきます。







男女が共に子どもに関わり親としてのキャリ アを重ねて成長する



家庭生活とのバランスをとりながら、自らの 能力を最大限に発揮する



男女が共に介護に関わって負担を分かち合う



男女がそれぞれの視点を持って参画し、「わたし」と「あなた」の多様な意見が反映される

今後の社会への対応

性別に基づく役割分担意識の壁を

人口減少社会を見据えた持続可能

少子高齢化•人口減少

男女問わず働き続ける環境をつく

り、生産労働人口が減る中でも市

の産業(働く場)の活力を保とう

生産労働人口の減少

男女共同参画の考え方と行動を

次世代への啓発

次を担う若い世代に伝えよう

なまちを作ろう

なくして人とつながり、少子高齢化・

して住みやすいまちを作る必要が

★男女共同参画の学習機会を充実

しよう

- ★働き続けることができる環境を 整えよう
- ★出産を機に退職した人の再就労 を支援しよう

継続した取組と啓発が必要である

- ★若い世代を中心とする啓発活動 を大切にしよう
- ★DVなどの解消により安心な まちを作ろう
- ★地域の防災力の向上のために、 女性の視点を活かそう

計画の全体像

行動 理念 ~変わる、わたし+あなた。暮らしやすいまちに。~

基本目標

それぞれの 生き方を 目指そう

みんなで

働き方を

考えよう

男女共同

次の世代に

つなげよう

参画を

3

基本施策

- 1 女性のための学習講座 の充実
- 2 男性のための男女共同 参画に関する啓発
- 3 方針・政策決定の場等 への女性の参画促進

4 就労環境の充実

- 5 子育て環境の充実
- 6 労働環境に関する データ収集・分析
- 7 若い世代への分かり やすい男女共同参画
- 8 性別を理由にするあら ゆる暴力の追放
- 9 みんなで知る男女共同
- 10 女性の視点を活かした 防災

主な取組

- 女性のためのセミナー及び講演会
- 働く女性のためのスキルアップセミナー
- 認知症サポーター養成講座、育児講座、 家庭教育講座、男の料理教室
- 夫婦で考えるライフプランニング講座
- 審議会等の女性委員の登用率向上に 向けた取組
- 再就職相談、就職ガイダンス、 創業塾 pontekia(ポンテキア)
- 再就職支援講座
- 多様な保育ニーズへの対応
- 子どもの放課後等の居場所確保
- ・大学、商工会議所等との連携による 労働環境実態調査
- 男女平等の意識を育む人権教育の推進、 中学生と乳幼児のふれあい学習
- 高校生等を対象とする男女共同参画の
- DV、セクハラ防止の啓発活動
- 相談体制の充実
- ・多様な広報・啓発活動
- 防災に関する啓発及び自主防災組織等の 育成

合

的

な

女性が暮らしやすいまちを作ろう

多様なDVの形態への対応

〔第3章〕6頁

[第3章]7頁~17頁

〔第4章〕18頁

男女共同参画

〔第5章〕19頁~36頁

第2章計画の基本的な考え方

第3章計画の内容

1 策定の目的

三条市では、男女共同参画社会の実現を図るため、平成17年12月に男女共同参画推進条例を制定し、同条例に定める基本計画「三条市男女共同参画推進プラン(平成18年度~平成26年度)」(以下「第1次推進プラン」という。)に基づいて様々な施策に幅広く取り組んできました。

多くの分野で着実な成果は見られるものの、依然として残る性別に基づく役割分担意識の解消、労働環境の改善、子育てや介護の負担軽減などの課題があり、引き続きこれらの解決に努めていく必要があります。

また、男女共同参画を進めていくことは、三条市において喫緊の課題である「少子高齢化」及び「人口減少」の問題に取り組む上でも、欠かすことができないものとなっています。

これらを踏まえてより良い男女共同参画社会を作っていくため、新たな基本計画となる 第2次三条市男女共同参画推進プラン(以下「第2次推進プラン」という。)を策定しま した。

2 計画の位置付け

この計画は、条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号)第14条第3項の「市町村男女共同参画計画」として位置付けています。

また、三条市総合計画や他の個別計画との整合を図ります。

3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

第2次推進プランでは、行動理念を いっしょに! ~変わる、わたし+あなた。暮らしやすいまちに。 ~ として、この行動理念の下、取り組むべき方向性を明確かつシンプルにして3つの基本目標を定めます。この目標を達成するためには、「わたし」と「あなた」がそれぞれ責任を持ち、協力して行動することが必要です。

基本目標1 それぞれの生き方を目指そう

ライフスタイルの多様化が進む現代社会。男女共同参画社会を実現するために、性別に 固定された生き方ではなく、様々な分野へ視野を広げて、自分らしい生き方を自分で決定 し、多種多様な生き方を認め合っていくことを目指します。

基本目標2 みんなで働き方を考えよう

働くことは生活の糧を得たり、人生を豊かにしたりする役割を担っています。一人ひとりの力が最大限に発揮でき、能力に応じた働き方ができるよう、働く人を応援できる環境づくりを進めていきます。また、働きながら家事や育児に携わることのできる豊かなライフスタイルを目指します。

基本目標3 男女共同参画を次の世代につなげよう

次の世代が男女共同参画の考えを理解して実践できるようになることは将来のために欠かせません。全ての世代に対する啓発を継続していく中で、特に若い世代に働きかけを行い、男女共同参画社会の実現に向けた歩みを着実に進め、暮らしやすいまちづくりにつなげることを目指します。



3つの基本目標達成に向け、取り組むべき施策の方向性をまとめた 10 の基本施策を推進します。基本施策ごとに様々な事業を市民、団体、行政などが連携し取り組んでいきます。

基本目標 1

それぞれの生き方を目指そう

基本施策1 女性のための学習講座の充実

女性を主な対象とする学習機会の提供を様々な主体がこれまでに行ってきたことにより、 男女共同参画に対する一定の理解が進んだといえます。女性の活動の機会や場をさらに広 げるため、継続した取組を行う必要があります。

女性がライフスタイルの幅を広げ、充実した人生を過ごせるよう、様々な学習機会を提供するとともに、学習を通じての仲間づくりや交流を促進します。また、男女の人権や性の多様性などについての啓発に努めます。

主な取組

主な事業	内 容	実施主体
女性のためのセミナー 及び講演会	男女共同参画について考え、また多くの人と 交流し仲間づくりのきっかけとなる機会と して、セミナーや講演会を開催します。	市民窓口課、生涯学習課、女性関係団体
働く女性のためのスキ ルアップセミナー	働く女性が参加しやすいよう、平日夜間等に 開催し、また、働く女性同士のつながりが生 まれるような機会を提供します。	市民窓口課、女性関係団体





【女性のためのステップアップ講座】

基本施策2 男性のための男女共同参画に関する啓発

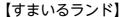
男女が共に暮らしやすいまちを作っていくためには、男女共同参画の考え方を男性からも十分に理解してもらうことが不可欠です。これまでも男性を対象とする事業を行ってきましたが、男女共同参画の理解や実践につながっていませんでした。

男性が仕事中心になりがちな生き方や長時間労働などを見直し、家庭や地域で活動できるよう啓発に取り組みます。

主な取組

主な事業	内 容	実施主体
認知症サポーター養成	男性が視野を広げ、多様な生き方について考	市民窓口課、生涯学
講座、育児講座、家庭	えるきっかけとし、男女共同参画の実践につ	習課、高齢介護課、
教育講座、男の料理教	なげてもらえるよう各種講座を開催します。	子育て支援課など
室など		
夫婦で考えるライフ	性別にとらわれない夫婦の役割分担や、男性	市民窓口課、女性関
プランニング講座	にとっても男女共同参画の考え方が必要で	係団体
	あることを認識してもらう機会とするため、	
	夫婦で参加し、共にライフプランを考えてい	
	けるセミナーを開催します。	







【男の料理教室】

基本施策3 方針・政策決定の場等への女性の参画促進

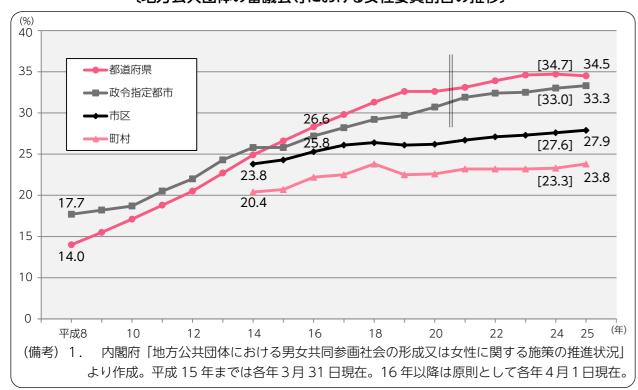
市の政策・方針決定過程や、事業所、学校、各種団体における方針決定過程に男女が対 等に参画する機会を確保することは重要であり、これまでも取り組んできました。この結 果、市の審議会等の女性の比率は第1次推進プラン実施前となる平成17年度において 23.6%だったものが、平成26年4月には27.2%に上昇しましたが、同プランで目標とする 30%を達成することはできませんでした。

国における審議会等委員に占める女性の割合は、平成25年に34.1%を達成しており、平 成32年(2020年)までに40%以上、60%以下にすることを目指しています。当市におい ても今まで以上の目標を設定し、女性があらゆる意思決定の場に参画でき、その意見を様々 な場面で反映させることができるよう取り組んでいきます。

主な取組

主な事業	内容	実施主体
審議会等の女性委員の	市の審議会等における女性登用率35%の目	行政課、関係各課
登用率向上に向けた	標達成に向け、努力します。また、女性登用	
取組	率の低い審議会等は引上げが図られるよう重	
	点的に取り組みます。	
意思決定の場における	地域や各種団体などにおける指導的立場への	市民窓口課、各種団
女性登用の啓発	女性登用が促進されるよう啓発に努めます。	体

〔地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移〕



資料:内閣府「平成26年度版男女共同参画白書」

基本目標 2 みんなで働き方を考えよう

【基本施策4】 就労環境の充実

現在の就労環境を見ると、女性については、労働参加率が低い、結婚や出産に伴う退職 又はキャリア形成の一時中断、管理職の割合が少ないなど、課題が多く、これらの解消に 取り組む必要があります。

結婚や出産を機に退職した人の再就職や新たな起業など就労を希望する女性を支援しつ つ、男女が共に働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

主な取組

主な事業	内 容	実施主体
再就職相談、就職ガイ	一人ひとりが自分に合った働き方ができる	地域経営課、商工
ダンス、創業塾	ように就職相談や就職ガイダンス等を開催	課、三条公共職業安
pontekia(ポンテキ	するほか、起業支援などを行います。	定所、三条商工会議
ア) など		所、栄商工会、下田
		商工会
再就職支援講座	出産や育児、介護等により一時離職した女性	市民窓口課、商工課
	の再就職を支援するため、不安解消に向けた	
	セミナーなどを開催します。	
働く女性のためのスキ	働く女性が参加しやすいよう、平日夜間等に	市民窓口課、女性関
ルアップセミナー	開催し、また、働く女性同士のつながりが生	係団体
(再掲)	まれるような機会を提供します。	
両立支援講座	男女が共に仕事と家庭・地域活動を担うこと	市民窓口課、商工
	ができるよう、市民や事業所に対し、ワーク・	課、三条公共職業安
	ライフ・バランスについての啓発を行います。	定所、三条商工会議
		所、栄商工会、下田
		商工会
民間管理職向け女性	事業所に対して女性の管理職等への登用な	市民窓口課、三条商
活用セミナー	どについての啓発を行います。	工会議所等







【就職ガイダンス】

基本施策5 子育て環境の充実

子育ては男性よりも女性にかかる負担の割合が大きく、特に子育てをしながら働き続け ることは家庭や事業所等の理解と支援が無ければ難しい状況があります。男性の家事や育 児などへの参加を進めるとともに、社会全体で子育てを支援していく環境を作ることが必 要です。

子育てを通じた豊かな生活を送るために、基本施策2に掲げる男性向けの実践的な講座 及び基本施策4に掲げる市民や事業所に対する両立支援講座などの取組のほか、保護者の 多様な保育ニーズに対応した病児・病後児保育等の保育サービスの拡充や子どもの放課後 等の居場所の確保を進めます。

主な取組

主な事業	内 容	実施主体
多様な保育ニーズへの	安心して子どもを預け、仕事を続けられる環	子育て支援課、教育
対応	境を充実させるため、3歳未満児の保育や病	総務課
	児・病後児保育等の多様な保育ニーズに対応	
	します。	
子どもの放課後等の	子どもが安全に安心して放課後を過ごすこ	子育て支援課
居場所確保	とができる居場所について検討し、(仮称)	
	「新放課後子どもプラン」を策定して地域に	
	おける子どもの居場所を創出します。	





【栄中央保育所】

【放課後子ども教室】

基本施策6 労働環境に関するデータ収集・分析

主に就職や労働などに関する地域の様々なデータや具体的な事例を収集・分析し、男女 が共に働きやすい環境づくりに必要な施策立案に活用します。

主な取組

主な事業	内 容	実施主体
大学、商工会議所等と	研究機関、商工会議所等との連携により労働	市民窓口課
の連携による労働環境	に関する調査を実施することで、課題を掘り	
実態調査	起し、他の施策につなげていきます。	

基本目標 3 男女共同参画を次の世代につなげよう

基本施策7 若い世代への分かりやすい男女共同参画

これまでは学校教育の中で小中学生を中心に男女平等の啓発に取り組んできました。若 い世代に対する成果は着実に表れてきていますが、依然として性別に基づく役割分担意識 を肯定する人も多く存在します。

今後もこうした取組を進めていくとともに、高校生などの年齢層も含めて男女共同参画 の考え方に触れる機会を提供できるように努めていきます。

主な取組

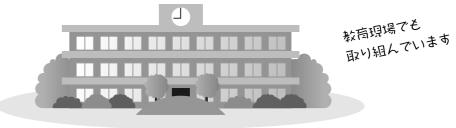
主な事業	内 容	実施主体
男女平等の意識を育	性別にとらわれない社会づくりを目指し、保	市民窓口課、子育て
む人権教育の推進、中	育や学校教育の場で男女平等の意識を育成	支援課、小中一貫教
学生と乳幼児のふれ	していきます。また、中学生にはデートDV	育推進課、市立中学
あい学習など	防止の啓発を含めて取り組みます。	校等
高校生等を対象とする	高校生以上の若い世代を対象にデートDV	市民窓口課、市内高
男女共同参画の啓発	防止の啓発を行うなど男女共同参画の啓発	等学校
	に努めます。	





【防災教育授業】

【高校生のためのデートDV防止セミナー】



【基本施策 8】性別を理由にするあらゆる暴力の追放

ドメスティック・バイオレンス (DV) やセクシャル・ハラスメント (セクハラ) など の暴力は重大な人権侵害であり、その被害者の多くは女性です。その被害状況も多様化し ており、さらなる対応が求められます。

これらの暴力を防止するため、学校や家庭、職場など様々な場面で人権が尊重されるよ う啓発活動を進めます。併せて、関係機関との連携により、被害者に対する相談体制の充 実に取り組みます。

主な取組

主な事業	内 容	実施主体
DV、セクハラ防止の	市民、事業者へのDV、セクハラ等を防止す	市民窓口課、子育て
啓発活動	るための啓発を行います。	支援課、小中一貫教
		育推進課
相談体制の充実	被害者への適切な支援を行うため、関係機関	市民窓口課、子育て
	と連携を取りながら、相談体制の充実に努め	支援課
	ます。	



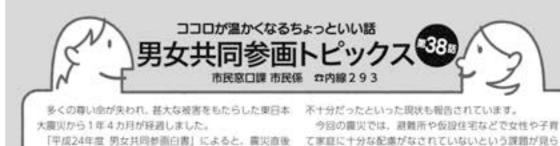
【広報さんじょう 平成24年11月1日号】

基本施策9 みんなで知る男女共同参画

これまでも様々な広報及び啓発活動に取り組んできましたが、男女共同参画の意義や活 動内容、性別に基づく役割分担意識の解消など、継続的に分かりやすい啓発活動に取り組 んでいきます。

主な取組

主な事業	内 容	実施主体
多様な広報・啓発活動	あらゆる機会をとらえて様々な手段を活用	市民窓口課、生涯学
	し、男女共同参画推進のための広報活動を行	習課、各種団体
	うとともに、男女共同参画に関する講座等を	
	開催します。	



などを行っていました。しかし、固定的な役割分担意識 行った事例もありました。 から、仮設住宅や避難所の運営は男性、食事の準備は あったということです。

今、災害対応の規場では、救出・救援、被災者支援、復旧・ 復興。防災の担い手として多くの女性が活躍していますが、 防災や復興に係る意思決定の場への女性の参詣割合は まだまだ低いと言えます。

避難所運営の責任者に女性が加わっていないことから 女性の要望や顔見が重視されない傾向があったり、女性 用の物資が不足したり、授乳や着替えをするための場所が 設置されなかったりとさまざまな場遇で女性の視点が

の避難所では、地域の女性団体や女性防火クラブなど、 れた一方で、女性が運営に参画したことでそれらが解消 日頃から地域活動を行っている女性たちが自主的または された事例や女性がこれまで招ってきた経験やネットワ 自治会などからの要請により炊き出しや物資の仕分け 一クを活かし、多様な団体と連携し、きめ細かな支援を

三条币でも、防災・復興の担い手として、女性の参画 女性が担当するなど、役割が固定化された避難所が一部に 拡大を促していくことは大きな課題です。今後の女性の 活躍を期待しています。



1111

【広報さんじょう 平成24年8月1日号】

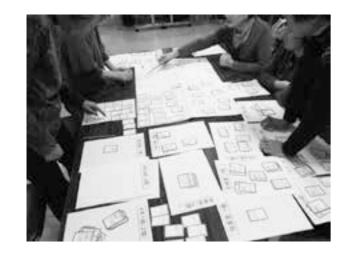
【基本施策10】女性の視点を活かした防災

災害に関する計画やその対応については、近年2度の水害及び東日本大震災を経験した中で、男女共同参画の視点を取り入れていくことが不可欠なものとなっています。特に避難所運営においては、女性の参画を図り、設備などにおいて女性のニーズに配慮していくことが求められます。

地域の自主防災組織における女性参画促進などに努めるとともに、女性の視点を活かした防災に取り組みます。

主な取組

主な事業	内 容	実施主体
防災に関する啓発及	市民に対し女性の視点を活かした様々な防	行政課、市民窓口
び自主防災組織等の	災活動に関する啓発を行うとともに、自主防	課、自治会等
育成	災組織等の活動に女性が参画できるよう自	
	治会等に働きかけます。	



【災害に強いまちづくりワークショップ】



【防災キャンプ】





水害、震災を経験して



三条市は、平成16年の「7.13豪雨水害」、「中越大震災」による甚大な被害や経験を踏まえ、災害に強いまちづくりを行ってきました。この取組により、平成23年の「7.29豪雨災害」では、7.13水害をはるかに越える雨量であったにもかかわらず、人的・物的被害を最小限にとどめることができました。継続した地域防災力の向上に取り組んできた成果といえます。また、平成23年の東日本大震災では、700人以上の避難者の受け入れを行い、誠心誠意支援を継続する中で、多くの課題やノウハウが蓄積されました。

国では平成 20 年以降の計画等において大きな変化がありました。平成 20 年の防災計画 の修正では男女共同参画の視点が、平成 22 年の第 3 次男女共同参画では防災における男女 共同参画の推進がそれぞれ明記されました。その後、東日本大震災を経て、平成 25 年 5 月 には地方公共団体が取り組むべき「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が 公表されています。

東日本大震災等の過去の災害時には、性別に基づく役割分担意識や性差に配慮したプライバシー保護等の在り方に起因する課題が数多く顕在化しました。これに対応するためには、防災施策の推進に当たり、より多くの女性が関与、参加していく体制を整備するなどして、平常時から男女共同参画社会の実現を進めていくことが重要であり、そのことが地域防災力の向上や災害からの復興を円滑に進めていくための基盤の一つになるものと考えます。

三条市においても、より多くの女性が防災の取組に関わることが期待される中、平成 22 年12月には女性消防隊が発足し、平成25年4月には市防災会議に女性委員が初めて登用されました。また、女性任用率が高い民生委員からは、災害時要援護者への緊急時情報伝達という重要な役割を担っていただいています。

今後は、地域の防災活動への女性の参加促進や、地域防災計画、災害時対応策の検討時に男女それぞれの視点を反映した性差による配慮事項等を盛り込むなど、男女共同参画推進とともに地域防災力のさらなる向上を図っていくことが大切です。

水防訓練の様子



【避難所受付】



【避難所】



【救助作業

プランの進捗管理のための目標値の一つとして、次の8つの指標を定めます。

指標は、第2次推進プランの最終年である平成34年度を目標値とし、3つの基本目標及び10の基本施策の実施状況を確認できるものとして、3~4年毎に実施する「市民意識調査」及び毎年度の「各事業の達成度」などから選定しました。

指標一覧

No.	指 標	現状値 平成26年度	目標値 平成34年度	基本目標 及び基本 施 策 の 番 号
1	男女共同参画講座(ライフスタイル等に 関する講座及びひとひとフォーラム)受 講者アンケートによる満足度	_	85%以上を 維持	1—1 1—2
2	審議会等における女性委員の占める割合	27.2%	35%	1-3
3	働く女性のためのセミナーの新規受講者 の割合	_	50%以上を 維持	2-4
4	育児休業を取得したいと思った人のうち、 実際に取得した人の割合(市民意識調査 又は事業者アンケート等の結果)	男性 4.3% 女性 30.5%	男性 10% 女性 40%	2—4 2—5
5	共働き世帯の男女の家事平均時間の格差 (市民意識調査結果)	204分	142分	2-5
6	市内中学校(9校)及び高等学校(4校) における男女共同参画に関する啓発活動 の実施	1校	32年度まで に全校で実施	3-7
7	ドメスティック・バイオレンスの被害経験がある女性の割合(過去3年間又は4年間)(市民意識調査結果)	7.3%	減少させる	3-8
8	「男女共同参画社会」ということばを理解している人の割合(市民意識調査結果)	20.8%	30%以上	3-9

[※]指標No.1と3は、平成27年度から調査を実施するもので平成26年度の現状値はありません。

第4章 プランの総合的な推進

本プランを総合的に推進するために、次の項目に取り組みます。

1 関係諸団体との連携・協力

国や県、他の地方公共団体、各種団体等と連携を取りながら協力し、男女共同参画社会を推進します。

- (1) 男女共同参画審議会との連携及び協力
- (2) 関係機関、各種団体等との連携及び協力

2 男女共同参画センターの活性化

三条市男女共同参画センターは、平成 27 年度に「ものづくり拠点施設」内に移転し、新たな出発をします。

センター登録団体などと市が協働し、センター及びものづくり拠点施設を活用した啓 発事業などを展開し、男女共同参画の考え方がより多くの市民に浸透するよう努めます。

3 男女共同参画推進のための環境整備

市が男女共同参画事業を始めとした各種事業を進めるに当たり、職員が十分に男女共同参画の視点を持って取り組めるよう努めます。

- (1) プランの推進状況について点検と評価を行った報告書の作成と公表
- (2) 広報紙の表現やイラスト等による固定的性別役割分担イメージ等の払しょく
- (3) 保育ルーム、要約筆記の設置
- (4) 市民意識調査の実施

4 市役所内における男女共同参画の推進

地方公共団体が果たすべき役割として国の施策で定められた事項を踏まえながら、市 においても率先して市役所内の男女共同参画を推進していきます。

- (1) 管理職及び新規採用職員に対する男女共同参画を進めるための研修等の実施
- (2) 男性職員の育児休業及び介護休暇取得の促進
- (3) セクハラ防止に向けた啓発



第5章総括と課題

1

第1次推進プランの総括

(1)全体の総括

第1次推進プランでは、5つの基本理念(1頁)、10の基本課題(下記)及びこれに伴う指標(25頁)を設定し、行政を始め各種団体や地域などが男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。10の基本課題のうち、市民意識調査を実施した中で緊急性があり要望度の高かった施策を3つの重点課題として定めました。

第1次推	第1次推進プランの基本課題(★は重点課題)※					
1	男女共同参画を推進する教育・学習の充実					
2	あらゆる暴力の根絶					
3	男女の性の理解と尊重					
★ 4	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革					
5	地域における男女共同参画の推進					
6	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大					
★ 7	労働の場における男女共同参画の推進					
★ 8	家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立の支援					
9	国際理解・国際協調の推進					
10	計画の総合的な推進					

※ 第1次推進プランは、3年毎に見直しを行う中で、基本課題及び重点課題は9年間同じものとなりました。

これまで9年間の男女共同参画社会実現に向けた取組の中で、継続した学習機会の提供 や学校教育などにおける取組により、男女共同参画の意識の向上、DVやセクハラに対す る理解向上や相談体制等の充実、子育て環境の着実な拡充など、一定の成果が表れていま す。

しかしながら、依然として性別に基づく役割分担意識が残っている状況であり、この意識を背景に、行政、事業所、地域などでの方針決定の場における女性の参画割合も依然として低く、家事、子育て、介護などの場面では女性の負担が多い現状があります。今後も男女共同参画の考え方を広く浸透させるため、市民が生活するあらゆる場面で男女共同参画の啓発を継続的に行うことが必要です。

加えて、男女が豊かで充実した生活を送るためには、働きやすく子育てしやすい環境を作っていくことが大切であり、就職、結婚、子育てなどのライフステージごとに着目した 適切な取組や支援を様々な主体が連携しながら行っていく必要があります。

また、多様化するドメスティック・バイオレンス (DV)、セクシャル・ハラスメント (セ

クハラ)、パワーハラスメント (パワハラ) などに対する対応のほか、2度の水害や東日本 大震災を経験する中で、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動にも取り組んでいく必要 があります。こうした取組を通して安全で暮らしやすいまちづくりを着実に進めるととも に、次の世代につなげていくために、若い世代を中心とした啓発活動などにさらに取り組 んでいくことが重要です。

プランの進捗管理のための目標値として指標を設定しましたが、これまでの取組における指標については一部を除いて達成できない状況であり、今後の事業の取組と合わせてその設定についても見直す必要があります。

基本課題の取組状況及び指標の達成状況は次のとおりです。

(2) 基本課題の取組状況

基本課題 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ●学校等における男女平等の精神をはぐくむ教育の充実
- ●男女共同参画意識を高める様々な学習機会の提供
- ●メディアにおける男女共同参画の推進

<成果>

学校教育の場においては、男女平等の視点を取り入れた実践例の紹介や、男女を区別しない進路指導などを指導・助言することにより、男女平等の精神を育む教育が充実するよう取り組んできました。

また、社会教育の場においては、男女共同参画に関する講座を実施したり、国立女性教育会館で開催されるフォーラムへ市民の参加を促すなど、様々な学習機会を提供してきました。

<課題>

学校教育の場では、男女平等の意識が着実に根付いてきたといえますが、更なる浸透を 図るため、これらの取組を継続して行っていく必要があります。

社会教育の場では、各種講座等の啓発が一定数の市民にとって男女共同参画意識を高めることに寄与してきたと思われますが、開催時間、場所、テーマに工夫を加え、引き続き、様々な視点から学習機会の提供に努めていく必要があります。

基本課題2 あらゆる暴力の根絶

●ドメスティック・バイオレンス防止に向けた意識啓発及び保護体制の整備

- ●セクシャル・ハラスメント防止対策の推進
- ●相談体制の充実

<成果>

DVやセクハラ等の暴力は人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重要な課題です。これら暴力の根絶に向け、前記に関する取組を行ってきました。

男女交際の始まる若年期からの啓発として「高校生のためのデートDV防止セミナー」を毎年数校で実施し、高校生にも身近な話題に触れながら、デートDVは暴力であり、人権を侵害するものであることを分かりやすく伝えてきました。受講者アンケートでは、理解が深まるとともに新たな気付きがあったとの声がありました。

<課題>

DVに対する理解は浸透してきましたが、相談機関の認知など、さらなる理解向上に努める必要があります。

また、若年期においては高校生全体への啓発にとどまるのではなく、対象を中学生にも 広げ、男女共同参画や人権と絡めながらデートDVに対する正しい知識を持ち、いかなる 暴力も許されないものであることを啓発する必要があります。

基本課題3 男女の性の理解と尊重

●男女の性の尊重に関する認識の啓発と教育

<成果及び課題>

学校や家庭において発達段階に応じた性教育を推進してきましたが、取組内容について は他の基本課題と重複するところも多く、今後も地道に取り組んでいく必要があります。

基本課題 4 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革 【重点課題 1】

- ●男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集と提供
- ●分かりやすい広報・啓発活動の展開

<成果>

平成 18 年度から平成 24 年度まで広報さんじょうへの記事連載を行い、毎月1回「男女共同参画トピックス」と題し、意識啓発やハッピー・パートナー企業の取組などを紹介しました。

また、コミュニティFMを用いて、市の事業紹介のほか、DV防止に関することや性別に基づく役割分担意識の解消のための意識啓発を継続しています。

この他、ひとひとフォーラムを年1回開催してきました。平成24年度及び平成25年度は、防災分野における男女共同参画の必要性についての啓発を重点的に行いました。

これらの継続した活動は、市民の啓発に一定の役割を果たしたといえます。

<課題>

男女共同参画推進にかかる現状分析において、市民意識調査は実施しているものの、男女共同参画に関わる諸問題についての調査研究はほとんど取り組めず、今後も各種団体等と連携し、必要な現状分析及び情報収集に努めていく必要があります。

また、広報及び啓発活動については、男女共同参画のさらなる浸透を図るために継続していくことが不可欠ですが、一般的な内容を広く周知するだけではなく、個人のライフステージごとに対象を絞った効果的な手法も考えていく必要があります。

基本課題5 地域における男女共同参画

●各種活動等における男女共同参画の促進

<成果及び課題>

自治会、地域コミュニティ、PTAなどの地域活動においては、性別役割分担意識が特に根強く残っていると思われますが、その解消に向けた効果的な働きかけはできていませんでした。

日常的な地域活動や防災活動などにおいて、女性が主体として参画したり、女性の視点を活かした取組ができるよう、今後も引き続き啓発を行う必要があります。

基本課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ●市の政策・方針決定過程への女性の参加の拡大
- ●事業所及び各種団体の方針決定過程への女性の参画の促進

<成果>

市の政策・方針決定過程への女性の参加の拡大では、「審議会等の設置、運営等に関する指針」に基づいて女性の登用に努め、委員に占める女性の割合を着実に増やし、参画を促進することができました。

<課題>

市の審議会等における女性の登用率は、目標値を30%と定めて取り組みましたが実現できませんでした(25頁参照)。また、事業所等に対してはセミナー事業を行っていたこともありましたが、近年では情報提供にとどまっています。

関係者に対して更なる働きかけを行い、指導的地位における女性の参画促進に努める必要があります。

基本課題7 労働の場における男女共同参画の促進【重点課題2】

- ●雇用の場における均等な機会と処遇の確保
- ●農林業・商工業・サービス業等の自営業に従事する女性の経済的地位の向上と労働 環境の整備への支援
- ●多様な就労ニーズへの支援

<成果>

上記に関する事業として、ポスターやホームページなどで男女雇用機会均等法や家族経営協定などの周知を行うほか、ワークサポート三条の職業相談員による再就職相談を実施し、男女共同参画促進の環境づくりに寄与しました。

<課題>

労働の場に対する市民の意識に明らかな影響を及ぼすには至らなかったため、啓発だけ にとどまらず、就労及び労働環境の改善に向けた実践的な取組が求められます。

基本課題8 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立【重点課題3】

- ●仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- ●子育て支援の充実
- ●家庭生活における男女共同参画の促進

<成果>

子育て支援の充実では、男女が仕事や地域活動をしながら安心して子育てができるよう、 子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制を充実させるとともに、保育所 での乳児保育や早朝・延長保育、休日保育、すまいるランドや子育て支援センターでの一 時保育を実施し、多様化する保育ニーズに対応してきました。

また、家庭生活における男女共同参画の促進では、男の料理教室、エンジョイパパママ教室、認知症サポーター養成講座などを開催し、一定数の参加と理解を得ました。

<課題>

仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てが できるような様々な環境整備を進めることが重要です。

子育てに関する相談や情報提供の充実を図るとともに、多様化する保育ニーズに対応していく必要があります。

また、料理教室など男性を対象とする事業を行ってきましたが、男女共同参画の理解や 実践につながったとはいえず改善が必要です。

家庭内における役割分担意識の解消と併せて、職業生活との両立ができるよう、長時間 労働を前提とした従来の働き方を見直し、男女が働きやすい環境づくりを事業所や働く人 に働きかけていく必要があります。

基本課題9 国際理解・国際協調の推進

- ●男女共同参画に関する国際協調の推進
- ●男女共同参画の視点に立った国際交流・理解の推進

<成果及び課題>

広報さんじょうやコミュニティFMを用いた海外の男女共同参画に関する取組の周知、海外の男女共同参画関連書籍等の提供に取り組みましたが、目立った成果は表れませんでした。今後も着実に情報提供を進める必要があります。

基本課題10 計画の総合的な推進

- ●市役所内の推進体制の充実
- ●市役所内における男女共同参画の推進
- ●拠点施設の整備と充実
- ●関係機関、各種団体等との連携・協力
- ●計画の推進状況の点検・評価・情報公開

<成果及び課題>

男女共同参画審議会や各種団体等との連携により事業を行い、着実な成果を上げてきました。今後も連携を図り、男女共同参画センターの機能を充実させながら、総合的な計画の推進に努めていくことが必要です。



(3)指標の達成状況

全体的には数値の向上を目指していた項目については、平成17年度と比較し上昇していますが、目標を達成したものはセクハラ及びDVの被害経験のある人の割合の2項目だけとなっています。

指標の推移

	指 標	目標値 (平成26年度)	H17 年度	H20 年度	H23 年度	H26 年度	達成状況
1	「学校教育の場で」平等になって いると思う人の割合	70%以上	49.4%	53.4%	53.4%	55.7%	Δ
2	セクシャル・ハラスメントの被 害経験がある女性の割合(過去 3年以内の期間)	減少させる	21.6%	11.1%	8.4%	9.7%	0
3	ドメスティック・バイオレンスの 被害経験がある人の割合(過去 3年以内の期間)	減少させる	24.1%	3.6%	4.0%	4.6%	0
4	「社会の慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合	25%以上	14.6%	13.7%	15.5%	14.8%	×
5	「地域社会の中で」平等になって いると思う人の割合	40%以上	26.7%	29.8%	30.1%	29.0%	×
6	女性の審議会等委員の割合	30%	23.6%	24.4%	25.7%	27.2%	Δ
7	「職場の中で」平等になっていると思う人の割合	30%以上	18.8%	18.0%	20.1%	16.7%	×
8	家族経営協定の締結家族数	40 件以上	19件	25件	36件	37件	Δ
9	「家庭の中で」平等になってい ると思う人の割合	40%以上	24.1%	23.0%	27.1%	27.3%	×
10	共働き世帯の男女の家事平均時 間の格差	142分	192分	198分	162分	204分	×

※三条市男女共同参画に関する市民意識調査結果から (No.6及びNo.8を除く)

達成状況 〇:目標値を達成

△:目標値は達成していないが、達成率が概ね8割以上

×:目標値に達しておらず、数値がほぼ横ばいまたは後退

左記のとおり、平成 26 年度までに目標値を達成できたものは、「セクシャル・ハラスメントの被害経験がある女性の割合」及び「ドメスティック・バイオレンスの被害経験がある人の割合」の2項目です。セクハラは17年度の21.6%から26年度は9.7%に、DVは、24.1%から4.6%と減少しています。

また、目標値には達していませんが、目標値の概ね8割を達成しているものとして「学校教育の場で平等になっていると思う人の割合」、「女性の審議会等委員の割合」、「家族経営協定の締結家族数」の3項目があげられます。このうち「女性の審議会等委員の割合」については、国においては既に34.1%(平成25年)を達成し、平成32年までに40%以上、60%以下にすることが目標とされていることから、当市においても今まで以上のレベルを達成できるように取組を継続していくことが大切です。

その他の項目では数値がほぼ横ばいであり、なかでも「職場の中で平等になっていると思う人の割合」及び「共働き世帯の男女の家事平均時間の格差」は表立った改善が見られませんでした。性別に基づく役割分担意識が根強く残っており、継続的な取組や啓発が不可欠であるといえます。

指標の設定については、各種施策の結果としての成果を問うものよりも、市民意識調査によるものが多く、バランスを欠く部分もありました。今後は、実施する施策や社会情勢等に即したシンプルな項目となるよう考慮した上で、適切な目標値を定めるなどの見直しが必要です。



26



世界における日本の現状



ジェンダー・ギャップ指数(2014) 主な国の順位

_ =					
順位	国 名	値			
1	アイスランド	0.8594			
2	フィンランド	0.8453			
3	ノルウェー	0.8374			
3 4 5 6 7	スウェーデン	0.8165			
5	デンマーク	0.8025			
6	ニカラグア	0.7894			
7	ルワンダ	0.7854			
8 9	アイルランド	0.7850			
	フィリピン	0.7814			
10	ベルギー	0.7809			
11	ス イ ス ド イ ツ	0.7798			
12	ドイツ	0.7780			
14	オランダ	0.7730			
16	フランス	0.7588			
10		0.7 300			
19	カナダ	0.7464			
20	米 国	0.7463			
26	英国	0.7383			
69	イタリア	0.6973			
0,5		0.03/3			
75	ロシア	0.6927			
87	中 国	0.6830			
104	日 本	0.6584			
104	口	0.0304			
117	韓国	0.6403			

男女共同参画社会の実現のため、国において様々な取組が進められてきました。しかし、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index: GGI)※によれば、日本は下位に位置している状況が続いており、2014年における順位は142か国中104位(2013年は136か国中105位)でした。この主な要因としては、経済分野において管理職や専門職などへの女性の登用が少なく、政治分野における女性議員の比率が少ないことなどが挙げられます。男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は依然として多く残されているといえます。

※男女格差を測る指標で、経済・教育・保健・政治分野で各種データから算出。値 0は完全不平等。1は完全平等。

備考:世界経済フォーラム (World Economic Forum) 「The Global Gender GapReport 2014」より作成

資料: 内閣府「共同参画 平成26年12月号」



2

市民意識調査の結果から見た今後取り組むべき課題

第2次推進プランの策定に当たり、三条市では市民意識調査を実施しました。

1 調査の目的

市民の意識を把握し、第1次推進プランの評価を行うとともに、第2次推進プラン策 定の基礎資料とする。

2 調査の主項目

- (1) 意識調査
- (2) 意見、要望等

3 調査の設計

- (1) 地 域 三条市全域
- (2) 調査対象 満20歳以上の男女
- (3) 標 本 数 2,000人
- (4) 抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調 査 時 期 平成26年7月19日~8月2日
- (7) 設 問 数 25項目、63問

4 回収結果

- (1) 標 本 数 2.000人
- (2) 有効回答数 830人
- (3) 有効回答率 41.5%

調査結果から見た今後の課題として、次頁以降のことが挙げられます。

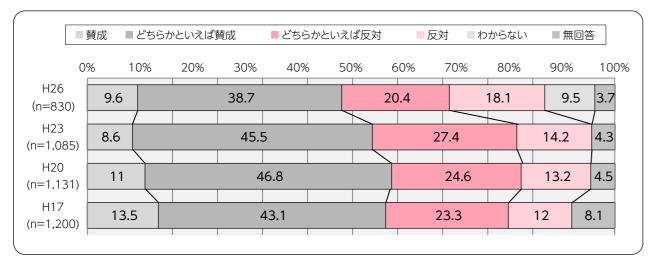
28

(1)結婚、家庭、人生観などについて

ア 「男は仕事、女は家庭を中心とするほうがよい」という考え方について

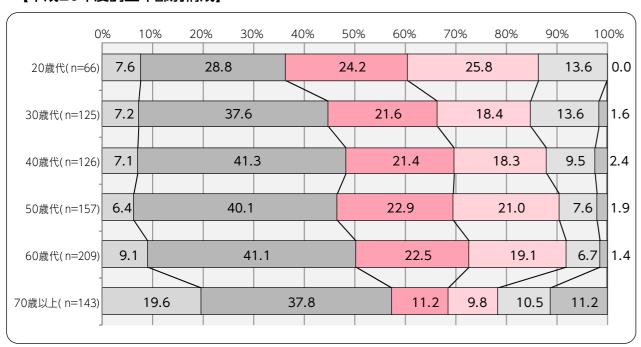
全体としては「賛成(計)」が「反対(計)」を上回っていますが「賛成(計)」は年を追うごとに徐々に減少しています。年齢別では、年齢が低くなるに従い「賛成(計)」が低くなっており、年齢が高いほど、依然として性別に基づく役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

そのため、役割分担意識の解消に向けた啓発を継続的に行っていく必要があります。また、次世代を担う 20 歳代であっても「反対(計)」は5割ですので、男女共同参画社会の実現への加速に弾みをつけるためにも、この若い世代への取組をさらに進める必要があるといえます。



※H23 以前の調査では「わからない」の選択肢は設けていませんでした。

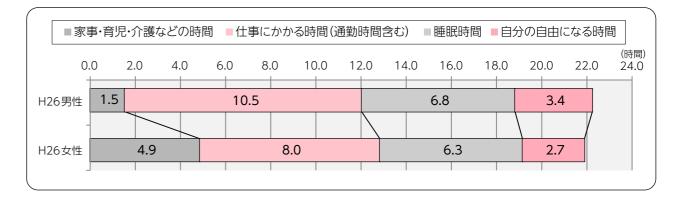
【平成26年度調査年齢別構成】



イ 共働き世帯の生活時間について

共働き世帯の平日の生活時間は、家事関連時間について見ると、女性が 4.9 時間に対し、 男性は 1.5 時間にとどまっています。共働き家庭にあっても、女性が家事や育児の主たる 担い手となっていることが分かります。

性別に基づく役割分担意識をなくし、男女が互いに協力して家族の一員としての責任を 担っていけるよう、男性に対して情報提供や知識及び技能の習得機会の提供を行う必要が あります。

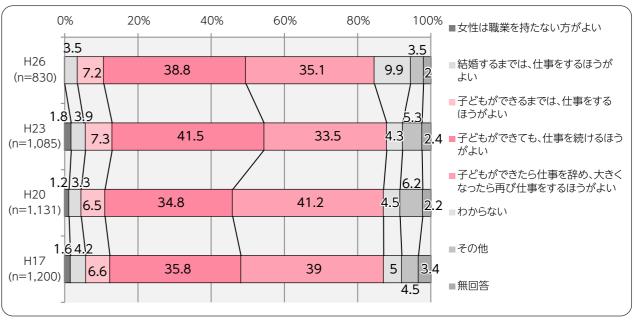


(2) 労働について

ア 女性の働き方について

「子どもができても、仕事を続けるほうがよい」と「子どもができたら仕事を辞め、大きくなったら再び仕事をするほうがよい」の二つが他の回答を大きく上回っています。

女性が子育てしながら働き続けやすい環境の整備や、出産等を契機に仕事を辞めた女性 が再就職する際の支援が必要であると考えられます。

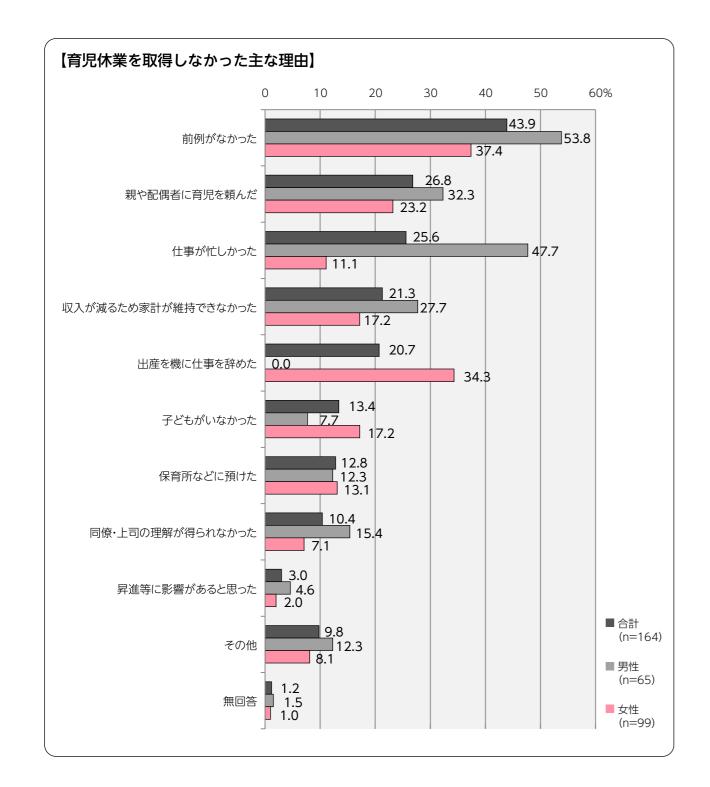


※H26調査では「女性は職業をもたない方がよい」の選択肢は設けていませんでした。

イ 育児休業を取得したいと思ったことがあると回答した方が、実際は取得しなかった理由について(複数回答)

男女とも1位は「前例がなかった」ですが、2位の理由では、性別における顕著な違いが現れています。男性は「仕事が忙しかった」であり、女性は「出産を機に仕事を辞めた」となっています。

このことから、男性が育児に参加しやすくするため、ワーク・ライフ・バランスの考えを取り入れ、働きやすい職場環境の整備を事業所に働きかけていく必要があります。他方、女性に対しては、働き続けることのできる環境の整備が必要であると考えられます。

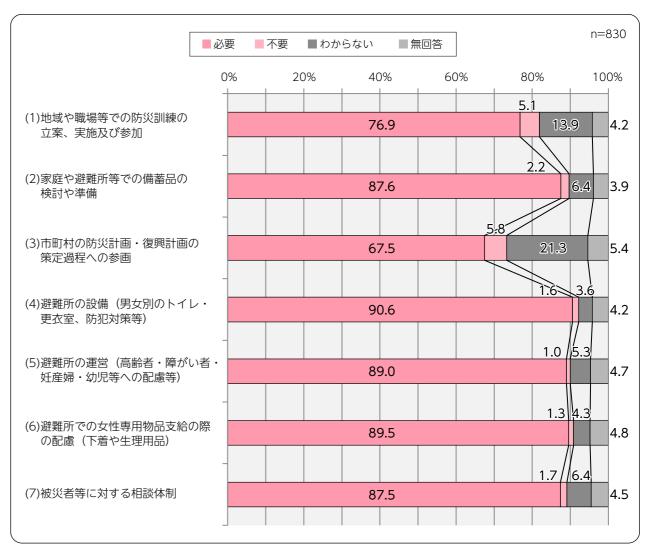


(3)防災について

ア 防災・災害・復興への女性の参画等の必要性について

多くの項目で「必要」が8割を超えていますが、「地域や職場等での防災訓練の立案、実施及び参加」と「市の防災計画・復興計画の策定過程への参画」では他の項目に比べ、「不要」や「わからない」の割合が多くなっています。

このことから、防災関連分野において、女性が企画立案を行い、方針決定の場に参画する意義について、啓発していく必要があります。さらに、防災関連分野にとどまらず、あらゆる分野において、女性が意思決定の場に参画していく必要性を啓発していく必要があります。



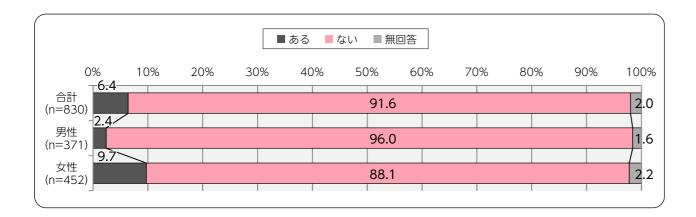
※この項目はH26調査で新たに設定したものです。

(4) セクハラ・D V について

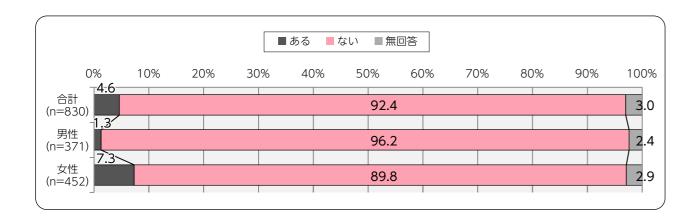
セクハラやDVの被害経験は、全体の中で占める割合は少ないものの、現実に存在している、人権の侵害に係る問題です。これらの暴力は、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や上下関係など、今日の男女の置かれている社会状況や女性への差別意識が背景にあると考えられています。

そのため、暴力を許さない社会の実現に向けて、人権尊重の教育や啓発が必要です。

ア 過去3年間におけるセクハラ被害経験



イ 過去3年間におけるDV被害経験



以上資料:三条市 平成17・20・23・26年度 「男女共同参画に関する市民意識調査」

3 今後の社会的課題

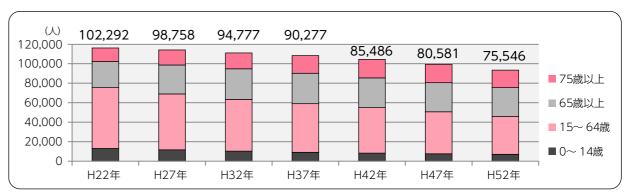
今後の男女共同参画の推進は、「1 第1次推進プランの総括」及び「2 市民意識調査の結果から見た今後取り組むべき課題」に記した課題に対応するとともに、三条市が将来にわたって対応していかなければならない課題も踏まえながら行っていく必要があります。

(1) 少子高齢化と人口減少

全国的な傾向と同様、三条市においても少子高齢化と人口減少が進行する状況にあります。この中でまちの活力を保っていくには、市民一人ひとりが元気な姿でまちづくりに関わり、人とのつながりを築き上げていくことができるかにかかってくるといえます。

性別に基づく役割分担意識を持つことなく、互いの生き方を認め合い、市民が気持ちよくまちづくりに参画できる環境を整えていくことが大切です。

【三条市の人口推移】



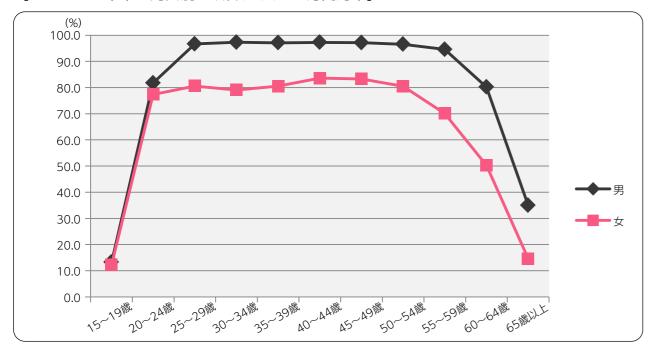
※「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)を基に作成

(2) 生産労働人口の減少

人口減少と少子高齢化は、生産労働人口が減少するという課題を生じさせます。当市の「ものづくり」を始めとする産業競争力の持続と発展に努めるとともに、働く人にとって、 性別によらず将来のキャリアへの展望を持つことができ、働き続けることのできる環境を 作っていくことも必要になります。

また、子どもを生み、育てる世代にとって仕事と子育ての両立が可能な環境の整備に引き続き取り組んでいくことが大切です。

【データ 三条市の男女別15歳以上人口の労働力率】



資料:総務省「平成22年国勢調査」

【データ 女性にとって働きやすい環境づくりに必要だと思われること】

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	働く場が多いこと	176	43.9
2	能力発揮の場が多いこと	122	30.4
3	昇進・給与等に男女の差別的取扱いがないこと	183	45.6
4	結婚·出産退職の圧力等がないこと	253	63.1
5	育児休業制度の充実	240	59.9
6	介護休業制度の充実	155	38.7
7	結婚、出産、育児、介護のために退職した職員の再雇用制度の充実	204	50.9
8	育児休業・介護休業中の賃金等の充実	136	33.9
9	労働時間の短縮	113	28.2
10	フレックスタイム制や在宅勤務などの普及	161	40.1
11	育児施設などの整備	195	48.6
12	介護施設などの整備	124	30.9
13	女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力	186	46.4
14	男性が家事や育児をすることに対する家族や周囲の理解と協力		33.2
15	女性自身の自覚・意欲・能力の向上		32.4
16	男性の意識の変化		37.7
17	経営者・管理職の意識の変化		37.2
18	男は仕事、女は家庭という性別による固定的な役割分担意識を持つ人が減ること		26.2
19	その他		1.2
20	特にない		1.2
21	わからない	18	4.5
	サンプル数(%ベース)	401	100.0

資料:新潟県「平成26年度県民アンケート調査」

(3) 次世代への啓発

三条市男女共同参画条例の施行及び第1次推進プランの策定から10年近くが経過し、これまで様々な事業や取組を行ってきました。しかしながら、市民意識調査結果等を見ると、依然として性別に基づく役割分担意識が残っており、女性よりも男性に、青年層よりも高齢者層にこの傾向がより強く見られます。この役割分担意識を背景として、様々な場面において改善すべき課題が見受けられます。

一方で国や市などによる事業及び啓発活動、各種団体や事業所などによる様々な取組、 学校教育における着実な指導などにより、男女共同参画社会の実現に向けて着実に歩みを 進めているところです。

今後は、この 10 年間の歩みを踏まえ、特に次世代を担う若者を中心として働きかけを行うことが重要です。若い世代が男女共同参画の考え方を理解し実践でき、より暮らしやすいまちづくりにつなげる必要があります。

(4)女性が安心して暮らせるまち

女性が安心して暮らせるまちは、多様な生き方が選択でき、女性に対するあらゆる暴力が排除され、災害等の心配がなく、経済的な基盤がしっかりしているなど様々な要素が考えられます。

特に女性に対する暴力は、犯罪につながる人権侵害であるとの認識を持たなければいけません。DV、デートDV、セクハラ、ストーカー行為などは、被害者の多くが女性であり、近年ではインターネットや携帯電話等の普及により被害が多様化しているため、新たな対応が求められています。

これらの行為を防止し、もしもの時に対応するためには、学校や家庭、職場、地域、行政などが連携して啓発活動を継続し、相談体制を整えておく必要があります。

参考資料

○三条市男女共同参画推進条例

目次

平成 17 年 12 月 26 日 三条市条例第 219 号

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 基本的施策等(第9条—第20条)

第3章 男女共同参画審議会(第21条)

第4章 雑則 (第22条)

附則

国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組と連動しつつ、進められてきたが、なお、一層の努力が必要とされ、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置付けている。

豊かな自然と文化遺産を守り、伝統技能を有する地場産業を発達させてきた三条市においても、国のこうした動きと連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきたが、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が依然として残されている。

そこで、少子高齢社会においても、三条市が活力と魅力あるまちで在り続けるには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の一層の推進が必要である。

ここに、男女共同参画の基本理念並びに市、市民、事業者及び各種団体の責務を明らかにし、それぞれの協働の下、市民一人一人が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切にし、心豊かな、活気のある、そして、ずっと住み続けたいと思えるまちを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び各種団体の責務等を明らかに するとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ 計画的に推進し、次の世代へ誇りを持ってつなぐことができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行っている個人、法人等をいう。
- (4) 各種団体 地縁による団体その他の市内で活動する団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって当該相手方に精神的、経済的その他の不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為をいう。 (基本理念)
- 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念を旨として行うものとする。
- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が、対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)を旨とし、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、市民、事業者、各種団体、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念を旨とし、男女共同参画についての理解を深め、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 第6条 事業者は、基本理念を旨とし、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (各種団体の責務)
- 第7条 各種団体は、基本理念を旨とし、その活動において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
- 2 各種団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (禁止行為)
- 第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、職場、地域、学校、その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」 という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ三条市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び各種団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育の推進)

第 10 条 市は、男女共同参画を推進するために、学校教育、社会教育など生涯にわたるあらゆる分野の教育において、 必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第11条 市は、男女が家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を両立することができるように、情報の 提供その他必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置及び推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するよう 努めるものとする。

(附属機関等への男女共同参画の機会確保)

- 第13条 市は、附属機関等の委員の委嘱又は任命に当たっては、男女の委員数の均衡を図るよう努めるものとする。 (市民、事業者及び各種団体の自主的な活動への支援)
- 第 14 条 市は、市民、事業者及び各種団体が、男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(広報活動等)

第15条 市は、男女共同参画の推進について市民、事業者及び各種団体の理解を深めるため、広報活動、情報の提供そ の他必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表するものとする

(調査及び研究)

- 第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。 (拠点施設)
- 第18条 市は、男女共同参画の推進のための拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

(相談窓口の設置)

- 第19条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害について市民、事業者 又は各種団体からの相談を受けるため、相談窓口を設置するものとする。
- 2 市長は、前項の相談を受けたときは、関係機関等との連携の下に適切な措置を講ずるものとする。 (苦情の申出の処理)
- 第20条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進を阻害すると認められる施策 について市民、事業者又は各種団体から苦情の申出があったときは、適切な処置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、前項の苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、三条市男女共同参画審議会の意見 を聴くものとする。

第3章 男女共同参画審議会

- 第21条 本市の男女共同参画の推進に関し必要な事項を審議するため、三条市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次のことについて調査及び審議をする。
- (1) 男女共同参画政策の推進に関すること。
- (2) 基本計画の推進に関すること。
- (3) その他前項の目的を達成するために必要な事項
- 3 審議会は、前項に規定するもののほか第1項の目的を達成するために必要な事項について、市長に意見を申し出る ことができる
- 4 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満にならないようにする。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者
- (3) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第4章 雑則

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
 - (三条市男女共同参画審議会条例の廃止)
- 2 三条市男女共同参画審議会条例(平成17年三条市条例第114号)は、廃止する。

○三条市男女共同参画審議会規則

平成 18 年 3 月 7 日 規 則 第 2 号

40

(趣旨)

- 第1条 この規則は、三条市男女共同参画推進条例 (平成17年三条市条例第219号) 第21条第7項の規定に基づき三条市男女共同参画審議会 (以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (会長等)
- 第2条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第5条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査及び審議するため、部会を置くことができる。 (その他)
- 第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

三条市男女共同参画推進会議設置規程

平成 17 年 5 月 1 日訓 令 第 2 2 号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現のための施策を効果的に推進するため、三条市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 男女共同参画に関する基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に係わる施策の調査研究及び立案に関すること。
- (3) 男女共同参画に係わる施策の連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関すること。

(構成

- 第3条 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 会長 副市長
- (2) 副会長 教育長
- (3) 幹事 市民部長その他市長が指名する職員
- (4) 委員 市民窓口課長その他市長が指名する職員
- 2 会長は、推進会議を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。
- 4 幹事は、各部等を掌握し、男女共同参画の推進に努める。

(会議)

- 第4条 推進会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループの設置等)

- 第5条 推進会議は、特定事項について調査、研究させるため、下部組織としてワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループの構成員は、会長が指名する。
- 3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダー各1人を置き、それぞれ構成員の互選により定める。
- 4 リーダーは、ワーキンググループを統括する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 ワーキンググループは、特定事項に係る調査等が終了したときは、その経過及び結果を会長に報告するものとする。
- 7 ワーキンググループの構成員の任期は、会長が当該特定事項についての調査等が終了したと認める時までとする。 (部会)
- 第6条 推進会議及びワーキンググループは、必要に応じ部会を置くことができる。

(報告)

第7条 推進会議は、必要の都度、第2条の所掌事項の検討状況等を市長に報告するものとする。 (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民部市民窓口課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成19年3月訓令第8号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月訓令第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月訓令第4号)

この規程は、平成20年7月23日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日施行 平成11年 法律第 7 8 号 改正 平成11年7月16日 法律第 102 号 平成11年12月22日 法律第 160 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条一第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、 互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる 男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれ か一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は 民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければなら ない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護 その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行う ことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同 参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、 及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画 社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の 措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよ うに努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに 当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その 他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるも のとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。 (所堂事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査 に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(協行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月16日)

- 1 略
- 2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日 (委員等の任期に関する経過措置)
- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかか わらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。 附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

第2次三条市男女共同参画推進プラン策定の経過

年 月 日	経過
平成 26 年 5 月 26 日	三条市男女共同参画推進会議開催
7月4日	第1回男女共同参画審議会開催
7月~8月	男女共同参画に関する市民意識調査実施
10月31日	第2回男女共同参画審議会開催
12月12日	第3回男女共同参画審議会開催
平成 27 年 1 月 14 日	第2回三条市男女共同参画推進会議開催
1月16日	第4回男女共同参画審議会開催
2月5日	市民福祉常任委員協議会開催
2月6日~26日	パブリックコメント実施
3月16日	第5回男女共同参画審議会開催

三条市男女共同参画審議会委員名簿

氏 名	所 属 等	条例上の 区 分
◎ 渡邊 登	新潟大学	1号委員
金谷 秀子	公募	2号委員
村川 晴子	公募	
安藤 正之	三条市PTA連合会	3号委員
関根 龍一	三条商工会議所	
〇 佐藤 春男	日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会	
馬場 良子	にいがた南蒲農業協同組合	
西山 厚子	三条人権擁護委員協議会	
高橋 夢乃	一般社団法人燕三条青年会議所	
丸山 静江	ネットワーク三条	

◎: 会長、○: 会長代理 任期: 平成 26 年4月1日~平成 28 年3月31日

男女共同参画関連年表【1999年(平成 11年)~2015年(平成 27年)】

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	三条市の動き
1999 年 (平成 11 年)	・国連総会「女子差別撤 廃条約選択議定書」採 択 ・ESCAP 地域ハイレベル 政府間会合(女性 2000 年会議地域準備会)バ ンコクで開催	・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」「改正育児・介護休業法」施行・「男女共同参画社会基本法」公布、施行・少子化対策推進基本方針策定		・旧三条市「三条市女性 行動プラン」策定・旧三条市「三条市男女 共同参画審議会」設置
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性 2000年会議」ニューヨ ークで開催 ・「政治宣言」及び「北 京宣言及び行動綱領実 施のための更なる行動 とイニシアティブ」(成 果文書) 採択	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計 画」策定		・旧三条市「三条市男女 共同参画センター」開館
2001年 (平成13年)		・内閣府「男女共同参画 会議」「男女共同参画 局」設置 ・「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」施行	・「男女平等推進プラン」 策定	
2002年 (平成14年)		・「改正育児・介護休業 法」施行 ・「少子化対策プラスワ ン」策定	・「新潟県男女平等社会 の形成の推進に関する 条例」施行	
2003年 (平成15年)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画推進本部 決定・「少子化対策基本法」 公布、施行		・旧三条市「三条市女性 行動プラン」の期間を 2年間延長
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」改正 ・「改正育児・介護休業 法」改正		
2005年 (平成17年)		 ・「次世代育成支援推進 法及び児童福祉法の一 部を改正する法律」全 部施行 ・「男女共同参画基本計 画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ 支援プラン」策定 		・三条市、栄町、下田村 が合併し、新「三条市」 発足 ・「三条市男女共同参画 推進条例」公布

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	三条市の動き
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」 改正・女性の再チャレンジ支 援プラン改定	・「新潟県男女共同参画 計画(男女平等推進プ ラン)」策定	・「三条市男女共同参画推進プラン」策定
2007年 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス)憲章」及び「仕 事と生活の調和推進の ための行動指針」策定	・新潟県ワーク・ライ フ・バランス推進共同 宣言	
2008年 (平成 20年)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画 推進本部決定		
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」 改正		・「三条市男女共同参画 推進プラン」改訂
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念 会合	・「第3次男女共同参画 基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事 と生活の調和推進のための行動指針」改訂		
2011年 (平成 23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UNWomen)」 発足			
2012年 (平成24年)		「『女性の活躍促進によ る経済活性化』行動計 画」策定		・「三条市男女共同参画推進プラン」改訂
2013年 (平成 25年)		「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」改正	・「第2次新潟県男女共 同参画計画(男女平等 推進プラン)」策定	
2014年 (平成 26年)				
2015年 (平成 27年)				・「第2次三条市男女共 同参画推進プラン」策 定・「三条市男女共同参画 センター」移転

用 語 解 説

・M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と 40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

・クォータ制(割り当て制)

ポジティブ・アクション(後述)の手法の一つで、人種や性別等を基準に一定の人数や 比率を割り当てる制度のことです。国会議員や国の審議会、公的機関における任用・任命 が一方の性に偏ることのないよう、一定の女性比率を確保する例が挙げられます。

• 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。 固定的な考え方によって男性・女性の役割を決めている例として、「男は仕事」、「女は家庭」等があります。

・ジェンダー(社会的性別)

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

・セクシュアル・ハラスメント

三条市男女共同参画推進条例では、「性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって当該相手方に精神的、経済的その他の不利益を与えることをいう。」と定義しています。平成11年(1999年)施行の「改正男女雇用機会均等法」においては、職場のセクシュアル・ハラスメント防止が事業主の雇用管理上の配慮義務と定めています。

・ダイバーシティ

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、 共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

・男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における 活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的 利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

・ドメスティック・バイオレンス(DV)

ドメスティック・バイオレンスとは、直訳すると「家庭内暴力」となりますが、日本では子どもが親に対して振るう暴力と捉えがちなため、一般的には「配偶者からの暴力」と訳されています。配偶者とは、現在婚姻関係にある者だけでなく、正式に離婚した元配偶者や事実婚のパートナーも含まれます。また、「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」、「無視する」、「わざと相手が大切にしまっているものを壊す」、「生活費を渡さない」等の精神的暴力や、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」等の性的暴力も含みます。

近年は、配偶者からの暴力だけでなく、高校生や大学生などの若年層での交際相手から の暴力も問題となっており、これをデートDVと呼びます。

・ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

ポジティブ・アクションとは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、 女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

・メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について 自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

第2次三条市男女共同参画推進プラン

発行:三条市 市民部 市民窓口課

〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号 TEL 0256-34-5511 FAX 0256-31-1105 E-mail: madoguchi@city.sanjo.niigata.jp

ホームページ: http://www.city.sanjo.niigata.jp/

